

高校入試時における合理的配慮の提供も視野に入れた、 中学校の定期試験におけるICT支援機器活用の例

※発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業（文部科学省委託事業）

（生徒の状況）

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある（読み書きに顕著な困難がみられる）生徒A（中学1年生）は、通級による指導を受けている。授業中、時間内に板書を写すことが難しく、また、テストでは時間が足りずに力を発揮できていない様子がみられた。

授業の内容が理解できていないわけではないが、テストによる評価が正当に表れていないと考えられたため、本人の学習意欲の維持が心配されることが懸念された。

合理的配慮内容の決定・提供について、通級指導教室を利用しながら、全教員でプロセスを検討

（テストにおける配慮の内容）

- ① 教科によっては、ルビ付きの問題用紙を使用。
- ② 国語等のテストにおいては、事前に教師が問題文を録音し、タブレット端末（ビデオ機能）を使って読み上げ。
- ⇒ 別室において一人でテストを受け、タブレット端末は本人が操作。



本取組の詳細は、追って「インクルD B（インクルーシフ教育システム構築支援データベース）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」にアップ予定です。

「聞く」ことが困難な生徒の場合

（困難な状態）

- 指示が正しく聞き取れない。など
- （配慮の例）
- 座席等を工夫する。
- FM式補聴器等の使用を認める。
- 連絡事項を黒板に貼る。など

「読む」ことが困難な生徒の場合

（困難な状態）

- 語彙が少なく、なかなか覚えられない。
- 行の読み違いをする。など
- （配慮の例）
- ルビ打ちの試験問題を用意する。
- スリット等の使用を認める。など

「書く」ことが困難な生徒の場合

（困難な状態）

- 手や指を使った細かい運動が苦手。
- 思考が筆記に結びつきにくい。など
- （配慮の例）
- 書きやすい筆記用具の使用を認める。
- 試験時間を延長する。など

大学入試センター試験における受験上の配慮

受験上の配慮事項一覧

【解答方法や試験時間に関する配慮】

- ① 点字解答（試験時間を1.5倍に延長）
- ② 文字解答（試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし）
- ③ チェック解答（試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし）
- ④ 代筆解答（試験時間を1.3倍（科目によっては1.5倍）に延長 又は 延長なし）
- ⑤ 上記の他、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。

【試験室や座席に関する配慮】

- ① 1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
- ② 洋式トイレ又は障害者用（多目的）トイレに近い試験室で受験
- ③ 窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定
- ④ 別室の設定

【持参して使用するものに関する配慮】

- ① 拡大鏡等の持参使用
- ② 照明器具の持参使用
- ③ 補聴器又は人工内耳の装用（コードを含む）
- ④ 特製机・椅子の持参使用
- ⑤ 車いすの持参使用
- ⑥ 杖の持参使用

【その他の配慮】

- ① 拡大量問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配布
- ② 照明器具の試験場側での準備
- ③ 手話通訳士等の配置
- ④ 注意事項等の文書による伝達
- ⑤ リスニングの免除
- ⑥ リスニングにおける音声聴取の方法の変更
- ⑦ 試験場への乗用車での入構
- ⑧ 試験室入口までの付添者の同伴
- ⑨ 介助者の配置
- ⑩ 特製机・椅子の試験場側での準備
- ⑪ 「最後列」や「試験室正面に向かって左側」などの座席の指定、試験時間中の薬の服用、吸入器の持参使用、パソコンの利用など

大学入試センターでは、受験上の配慮に関する事前相談を隨時受付

平成31年度大学入学者選抜 大学入試センター試験	
受験上の配慮案内	
〔障害等ある方への配慮案内〕	
出願時に申請する場合 平成30年8月1日(水)～9月28日(金)(消印有効)	
※ 大学入試センターは原則として、提出された申請書類を提出後は2ヶ月以内に返却する旨の記載をしてください。	
出願時に提出する場合 平成30年10月1日(月)～10月12日(金)(消印有効)	

	配慮申請			受験出願
	事前申請の前半	事前申請の後半	出願に並行	
7月	↓	↓	↓	
『配慮案内』配布開始				
8月	出願前申請	↓		
9月	↓	出願前申請	↓	『受験案内』配布開始
10月	審査結果通知		出願時申請	出願
11月	↓	↓	審査結果通知	↓
12月	↓	↓	↓	決 定 通 知
1月	↓	↓	↓	受験票送付
	セ サ ー ト 試 験			

※パソコンの利用や上に記載がない受験上の配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センターに相談してください。

都道府県における合理的配慮普及推進に係る研修会等への関係職員派遣について

令和元年5月9日初等中等教育局長決定

1. 趣旨

文部科学省は、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応指針に係る十分な情報提供を行うことや、障害のある子供一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて実施する「合理的配慮」についての理解を深め、各地域における特別支援教育の一層の推進を図るため、都道府県が域内にある各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）の設置者（国立大学法人、都道府県、市町村、学校法人等）を対象に開催する研修会等に関係職員を派遣する。

2. 内容

文部科学省が派遣した関係職員は、都道府県が域内にある各学校の設置者を対象に開催する研修会等において次に示す内容を説明する。

- (1) 学校における合理的配慮の在り方について
- (2) 学校等における合理的配慮に関する取組事例について
- (3) その他合理的配慮普及推進に関すること

3. 決定

文部科学省は、都道府県から提出された計画書に基づき、当該都道府県と調整の上、関係職員の派遣を決定する。

4. 派遣

関係職員の派遣に係る経費は、文部科学省が負担する。

なお、研修会等の実施形態によっては開催に係る経費の一部を文部科学省が負担する。

5. 報告

都道府県は、研修会等に参加した各学校の設置者が管下の学校に対してその内容を周知する機会を設けたかどうかを確認し、その結果を文部科学省に報告すること。

6. その他

- (1) 本件に関する庶務は、特別支援教育課において行う。
- (2) 計画や報告に係る様式については、別途特別支援教育課長が定める。

季刊誌 特別支援教育

発行日：年間4回／春(3月)、夏(6月)、秋(9月)、冬(12月)

価格：定価734円(税込み)

B5版、約70ページ

文部科学省特別支援教育課編集の特別支援教育の総合情報誌 **63号発行**

「高等学校における特別支援教育推進の加速化」 9月発行

毎号すぐ使える事例を多数掲載！ 学校関係者／教育委員会関係者必携の書!!

特別支援教育

平成28年
秋
No.63

【特集】 高等学校における 特別支援教育推進の 加速化



特集「高等学校における特別支援教育の加速化」

平成30年度からの高等学校における通級による指導の実施を見据え、特別支援教育推進に当たっての縦軸・横軸の連携を踏まえた先進的な取組をしている高等学校の事例を紹介、分かりやすく解説することで、高等学校における特別支援教育のより一層の充実を目指します。「充実」ではなく、あえて「加速化」という言葉を用いました。

「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」モデル校の実践を掲載
全国の高等学校における特別支援教育推進の好事例を紹介

巻頭言「きょうだい」として生きて タレント・エッセイスト 島田律子氏

- ◎連載講座(第4回目)：「肢体不自由のある子供たちの障害者スポーツ」
- ◎子供をささえるネットワーク／研究最新情報／施策など／@虎ノ門

本誌の購入のお申込みは…

◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。

◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。TEL03-3823-9206

<http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html>

◆インターネットからも購入することができます。



〔著者〕
◎高等学校における特別支援教育に関する現状
◎高等学校における通級による指導による指導の制度化
◎特別支援教育の推進に対する支援体制
◎札幌市における中学校から高等学校への効率的な接続について
◎高専入試や定期選手としておける合理的配慮の実際
◎長崎県立教諭養成センターにおける自立活動「SWP」
◎「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」における各校の実践

新特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月公示） 自立活動の目標及び内容

第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するためには必要な指導内容を段階的に取り上げること。

- (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
- ア 生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- ウ 個々の生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めるりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- オ 個々の生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
- カ 個々の生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。
- (4) 生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
- (5) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 6 生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。
- 7 自立活動の指導の成果が進路先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。46

6. 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

「学習指導要領解説 自立活動編」の例示を充実

- 内容例 1 肢体不自由（脳性まひ）と重度の知的障害（小学部）
- 内容例 2 聴覚障害（高等部）
- 内容例 3 視覚障害（小学部）
- 内容例 4 聴覚障害（幼稚部）
- 内容例 5 知的障害（中学部）
- 内容例 6 肢体不自由（高等部）
- 内容例 7 病弱（中学部）
- 内容例 8 言語障害（小学校）
- 内容例 9 自閉症（中学部）
- 内容例 10 学習障害（高等学校）
- 内容例 11 注意欠陥多動性障害（小学校）
- 内容例 12 高機能自閉症（アスペルガーゾ候群を含む）（小学校）
- 内容例 13 盲ろう（中学部）

特別支援学校学習指導要領等の解説動画の公開について

- 文部科学省では、次期学習指導要領等の周知・広報の一環として、独立行政法人教職員支援機構による講義動画「校内研修シリーズ(新学習指導要領編)」において、次期学習指導要領等を解説する動画を公開したところ。
- 特別支援学校学習指導要領等について、以下の4つのコンテンツを動画として1月21日に配信を開始した。
今後、公開される予定の小学校等の総則や各教科等についての動画とあわせて、次期学習指導要領等の円滑な実施に向けた取り組みを進めていただきたい。
- 特別支援教育については、小・中学校等において障害のある児童生徒がいる場合についても有効な手立てとなることから、特別支援学校のみならず、小・中学校等の教職員等にも視聴いただきたい。

<特別支援学校関係の配信コンテンツ>

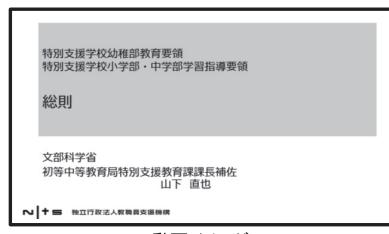
- 特別支援学校の学習指導要領等の総則:新学習指導要領編
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科における配慮事項の改訂の要点:新学習指導要領編
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の改訂の要点:新学習指導要領編
- 自立活動:新学習指導要領編

<公開動画URL>

<http://www.nits.go.jp/materials/youryou/>

独立行政法人教職員支援機構 > 研修教材

> 校内研修シリーズ(新学習指導要領編)



動画イメージ

春号
季刊誌

特別支援教育

発行日:平成29年5月12日
価格:2,000円(税抜き)
B5版、196ページ特大号

文部科学省 特別支援教育課編集の特別支援教育の総合情報誌

特別支援学校学習指導要領等の改訂 I 第65号発刊

総力特集 学習指導要領等の改訂 I

—特別支援教育に係る教育課程の改善・充実の方向性—

巻頭カラー 菊池桃子氏が松野大臣を表敬訪問！

関係者必携

特別支援教育

春
No.65
2017.5

[特集]

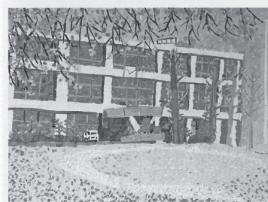
学習指導要領等の改訂 I

—特別支援教育に係る教育課程の改善・充実の方向性—

[特集]

中央教育審議会答申と 新学習指導要領への期待

〔新連載〕
「特別支援教育」の世界の動向



新
「特別支援学校学習指導要領等」

特別支援教育にかかる
学習指導要領の改訂の方向性など、
審議内容や背景等も踏まえ詳細に解説。

新特別支援学校学習指導要領等 全文掲載

巻頭言「中央教育審議会答申と新学習指導要領への期待」

白梅学園大学教授 無藤 隆氏(中教審教育課程企画特別部会主査)

○新連載「特別支援教育」の世界の動向

○子供をささえるネットワーク/研究最新情報/施策だより/@虎ノ門

本誌の購入のお申込みは・・・

◆全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。

◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。TEL03-3823-9206

<http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html>

◆インターネットからも購入することができます。



特別支援教育の推進について(平成19年4月1日初等中等教育局長通知)

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務（リーダーシップの発揮）

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

4. 特別支援学校における取組

- (1) 特別支援教育のさらなる推進
- (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能
- (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

5. 教育委員会等における支援

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

- (1) 障害種別と指導上の留意事項
- (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮
- (3) 生徒指導上の留意事項
- (4) 交流及び共同学習、障害者理解等
- (5) 進路指導の充実と就労の支援
- (6) 支援員等の活用
- (7) 学校間の連絡

8. 厚生労働省関係機関等との連携

是非一読を！

よりよい教育を提供するための大 切な視点(1)

1 校長の責務

校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

特別支援教育の推進について(通知)平成19年4月

校長先生のリーダーシップとは？

- 1) 先頭を走ってひっぱること？
- 2) 何でも知っていること？
- 3) 謙虚な姿勢？
- 4) 人とのつながりを持っている？

校長先生のリーダーシップとは？

リーダーシップを発揮するその前に

校内の教職員、保護者、地域の
得意、不得意を把握していますか？

リソース、ニーズを把握していますか？

よりよい教育を提供するための 大切な視点(2)

- 1 子供の実態把握
- 2 子供の課題の優先順位
- 3 授業の目標設定
- 4 授業において取り扱う内容の決定
- 5 汎化と維持の工夫

⇒ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用と通常の学級との連携
学校風土の醸成、家庭との連携

よりよい教育を提供するための 大切な視点(3)

- 1 子供の将来像をどう考えるか？
 - 2 18歳時点での姿は？
 - 3 学校卒業時点での姿は？
 - 4 今年度修了時の姿は？
 - 5 この学期終了時の姿は？
 - 6 この単元、授業で何をねらうのか？
- ⇒ 到達点の保護者、本人との共有

よりよい教育を提供するための 大切な視点(4)

エビデンスを集める

cf)「科学の健全な発展のために」(日本学術振興会)

例) 実践研究論文にまとめる
SST実施時のスキル以外の効果の検証

- ・「自己受容」「自己開示」の内容の取入れ
- ・学校適応、自尊感情の測定
- ・スクールワイド、クラスワイドで行う必要性

「ソーシャルスキルトレーニング実施が学級適応や自尊感情に及ぼす影響について」
足立文代・佐田久真貴(兵庫教育大学学校研究教育学研究2015, 第28巻)より

-56-

Outreach
お互いに半歩踏み出す勇気を

Q) 考えてみましょう
「Win - Winの関係」の初めのWinは、
誰のWinを考えるのか？